

「住民基本台帳ネットワークシステム懇談会」意見の概要

平成8年12月

自治省

まえがき

住民基本台帳ネットワークシステムについては、平成6年度から「住民記録システムのネットワークの構築等に関する研究会」において検討が行われ、平成7年3月にはその中間報告が示され、各方面からさまざまな反響が寄せられた。平成7年度においては、これらも参考にしながら、個人情報保護措置、ネットワークシステムの利用分野その他の諸課題について審議・検討が行われ、平成8年3月にその最終報告書がとりまとめられた。

最終報告書の結びでは、「住民基本台帳制度を所管している自治省においては、今後、このネットワークシステムの導入や運用の主体となる地方公共団体をはじめ各方面における論議を経て、その導入に向けて、住民基本台帳法の改正等を中心とした所要の法制的検討を進めるとともに、セキュリティ対策等を含めた技術的な検討を行い、このネットワークシステムの早期の導入を図るべきである。」とされ、住民基本台帳ネットワークシステムの構築が提言されたところである。

当懇談会は、経済界、労働界、消費者、報道関係者、地方公共団体等各界の代表者及びその他法律等諸制度に係る学識経験を有する者から住民基本台帳ネットワークシステムのあり方等について、さまざまな御意見をうけたまわりつつ、制度全般についての検討を深めることを目的として、自治大臣主催の懇談会として開催してきたものである。会合は、平成8年7月、9月、10月の計3回開催し、システム関係、利用分野、個人情報保護対策及び制度全般に関するフリートークを行い、さまざまな観点からの幅広い御意見をいただいたところである。

本書は、懇談会における各メンバーの発言要旨を分類整理してまとめたものである。自治省としては、これらの御意見も参考にして、住民基本台帳ネットワークシステムの構築についてさらに検討を進めていきたいと考えている。本書が、今後、住民基本台帳ネットワークシステムについて、さらに理解を深めていただくための一助になればと考えている。

住民基本台帳ネットワークシステム懇談会メンバー一覧

石 弘光	一橋大学教授
磯山 隆夫	東京海上火災保険㈱専務取締役
市岡 揚一郎	日本経済新聞社論説主幹
岩崎 美紀子	筑波大学助教授
大橋 有弘	明星大学教授
荻野 直紀	読売新聞社論説委員長
梶原 拓	岐阜県知事
川上 祐司	日本教職員組合委員長
公文 宏	石油公団副総裁

栗原 勝	浜松市長
小早川 光郎	東京大学教授
堺屋 太一	作家、経済評論家
佐藤 晴男	全日本自治団体労働組合書記長
千葉 一男	王子製紙㈱取締役相談役
對馬 好次郎	相模鉄道㈱会長、横浜商工会議所会頭
半澤 政二	福井県三国町長
藤原 作弥	時事通信社解説委員長
藤原 房子	生活評論家
堀 徹男	日本放送協会解説主幹
堀部 政男	一橋大学教授
持永 堯民	地方自治情報センター理事長
百 崎 英	行政情報システム研究所理事長
吉田 信行	産業経済新聞社論説委員
吉永 みち子	作家
鷲尾 悦也	日本労働組合総連合会事務局長
和田 正江	主婦連合会副会長

目次

総論関係

- 1 制度導入に対する評価について
- 2 いわゆる「国民総背番号」という議論について
- 3 国民的議論の必要性について

技術的課題

コスト・ベネフィット

個人情報保護措置・セキュリティ対策

- 1 報告書に対する評価について
- 2 個人情報保護のあり方について
- 3 個人情報保護条例との関係について
- 4 守秘義務について
- 5 民間利用規制について

利用分野等

- 1 利用分野全般について
- 2 共通システムの必要性等について
- 3 納税者番号との関係について
- 4 基礎年金番号との関係について

その他

総論関係

1 制度導入に対する評価について

- この制度については、一方では、発達した情報通信技術を活用して行政の効率化や住民サービスの向上を検討するのは、むしろ遅過ぎるぐらいであるという意見もあろうし、また一方では、コードを付すること自体への漠然とした心理的抵抗感や、データの漏えい等の不安があることも事実である。
- ネットワークシステムに対する考え方としては、(1)このシステムができれば非常に便利になり、地方分権にも資するから、いかなるコストをかけてもつくるべきだという考え、(2)コストとの比較でどの程度のメリットがあるかによって導入するかどうかを決定すべきという考え、(3)プライバシーとかのマイナス面を大きく強調して導入に反対するという考え、の3つがある。
- このようなシステムを構築する必要性について、否定的な意見は出にくいのではないか。あらためて基本的な考え方を議論する必要があるのか。
- 報告書については、大変よくできているし、随分詰めているという感じがした。現代は、ネットワーク時代であり、今まで何でやらなかったのというような感じもした。感情的な問題を乗り越えるのが一番大きなポイントではないか。
- 住民が、行政サービスは何も受けないかわりにコードを設定してほしくないということは言えるのか、市町村として反対できるのかどうか、ということも考えるべきではないか。国が完全に何かを一律に実施するという発想が問われているのではないか。
- 特定の人が特定の番号を持つということがないと、地域の様々な情報化施策はなかなかうまくいかない。尻に火がついている問題に対応していくためにも、是非ともやれる地域から、このようなシステムが実施できるようにしてもらいたい。
- 結論的には、やはりこの構想は推進すべきであろう。行政事務の効率化や住民サービスの向上という意味からも非常にこのネットワークシステムには意義がある。さらに、だんだん夢が広がっていけば非常に大きな利用可能性や意味があるのではないかという感じがする。
- このシステムがあると非常に効率が良くなるというのはもつともであるが、住民の側にとっては何か全て捕捉されているということが、あまり心地好くないということもあるかもしれないと思う。
- やはりこの制度はできるだけ早く導入したほうが良いと考える。そんなに一気にすべてうまくいくとも思えないが、納税者番号も含めた各行政分野で可能なところはどんどん利用していくという方向で、行政の効率化や住民サービスの向上が図れるのではないか。
- このシステムの導入に反対する方の中には、いまだに戦後のイデオロギー万能時代の物さしで発言している方がかなりいるのではないか。ただ、そういう人は国民全体から見ると少ないと思うので、よくわからないという方には、やはりとことん説明する努力が必要であらう。いずれ時が来たら国会で大いに論議すべき大きなテーマではないか。
- この問題について、まず第一にこの制度を進めることは非常に賛成であるが、ただ、その

際に2点だけぜひお願いしたいことがある。一つは今後導入される行政の番号については、統一してもらいたいということである。自治省のこのシステムが一番基本的なものであるから、国民に番号が5つも6つもつかないように、この制度に統一してもらいたい。自治省も各省を説得して統合すべきであり、そうしないと被統治者の手間が大変になる。二番目は、プライバシーの保護に関して、この4情報とコードを扱う職員に対して守秘義務を徹底してもらいたいということである。

2 いわゆる「国民総背番号」という議論について

- 個人にコードを付して住民に関する基本的な事務を処理するという問題については、今回のシステムとは全く別なものではあるが、かつていわゆる「国民総背番号制」という呼ばれ方で議論になったことがあった。今回もある意味では当時と同じような意識が引き続き残っているというような感じがする。
- この問題を口にしただけで、理屈抜きの抵抗というのが周りに非常にある。これは一つには、背番号制という言葉に対するものと、行政に対する不信感というものがバックにあるのではないか。
- 従来、「国民総背番号制」という言葉で警戒されてきたものが実体は何であったのか、何が悪くて、どういう手立てをとればその心配はなくなるのかについて、議論を整理する必要がある。それぞれ異なった問題を単に「国民総背番号」という言い方で警戒し嫌悪するということはどうかと思う。
- 番号はすでに振られており、我々はすでにいくつもの番号を持っているのであって、背番号だから問題だとかいうのではなく、どうネットワーク化するか、そこからどのようなサービスが受けられるかということ議論しないと、不毛に終わってしまうのではないか。

3 国民的議論の必要性について

- このようなシステムを導入するという点については、まだ、国民的な議論になるまでには至っていないのではないかと。コストベネフィットという観点からだけではなく、なぜ、今このシステムが必要なのかという基本的な疑問を持つ人が多いのではないかと。
- 個人情報保護のあり方がどのようなものになるかが国民に明らかになっていないときに、スケジュールで物事を進めていくと消化不良を起こすから、時間をかけてじっくり検討すべきではないか。
- 全国のほとんどの町村においても住民基本台帳の電算化が行われているので、この機会に一本化したシステムができるということについては、大いに期待している。このシステムは有効であると思うが、プライバシーの保護にも十分配慮してもらいたい。
- これから国民の関心を高めて、番号の是非を問うというような国民的論議まで進まないとな、この議論は恐らく終着点が見えないと思う。よほど国民の日常の生活面と密着した形での議論が必要ではないか。
- システムの導入には社会的合意が必要だと思う。そのためには、地方三団体が例えばシンポジウムを各ブロックで開催して意見を求めるなど自らの問題として検討していくという決意と熱意が必要ではないだろうかと思う。また、検討するに当たっては、拙速に進めるのではなく、段階を踏んで、かつオープンに議論していけば国民的合意が形成されてくるのではないかと。
- システムの安全性と利用しやすさというのは兼ね合いの問題だと思うが、そのバランスをとるのは言うは易く行うは難しだと思う。納得のいく合意点をどこに見付けるかということ

で、社会的コンセンサスを得るための時間をもう少しかける必要があるのではないかと
思う。

- 社会的なコンセンサスが必要というのはいちばんのお話だが、ただ論議しているだけではコンセンサスは形成されないと思う。地域で実地にやってみて、大衆レベルで論議できるように早くしてもらう必要がある。また、全国一斉に完璧なものをつくってよーいドンでやるということはどうかと思う。やれるところからやっていってその後つないでいくべきではないか。試行錯誤で改善していけばいいのではないか。
- 反対ということではないし、このシステムの利点というのは否定はしないが、やはりもっと慎重に進めるべきということをおっしゃりたいと思う。国民はまだこの問題について、自分の問題として考えるというところまでいっていないのではないか。
- 諸外国ではもうすでにほとんどの国が、なんらかの統一コードを利用してワンストップサービス等を実現しようとしているのに、先進国の中で我が国だけが実現できないでいる。先進国の中で本人確認システムがないのは我が国だけであり、しかもそれが入り口のところで抽象論でとどまっているというのは、非常に不幸なことだと考えている。
- 行政の効率化という面は分かるが、住民サービスの面で自分自身にどれだけメリットがあるのか、あるいはイニシャルコスト、ランニングコストも含めての情報、それから民間情報も含めてのプライバシー保護についての政府としての基本的な姿勢、コストの面などいろんなことを含めてもっと自分自身の問題として考え、そのような疑問に答え、議論をしていく場というのが、まだまだ不足しているのではないか。だからむやみに急ぐべきではなく、きわめて慎重にやってほしいと思う。
- 各省庁ばらばらではなく、共同の場を設けて、国民の立場からみた十分な検討を行う必要がある。その際には、総合的なサービスを受けたいと同時にプライバシーは保護したいという国民の希望を十分尊重すべきであろう。
- 日本の行政システムは明治以来ずっとヨーロッパを向いてやってきており、プライバシーの問題その他に関しても、ヨーロッパに向けた発言や認識が多いと思う。一方、アジア諸国では、相当効率性を重視した社会がつけられている。日本は非常に丁寧にきめ細かに議論しているけれども、あまりにもきめ細かい議論が、アジアと向かい合ったときに果たして適当なのかどうかとも思う。

技術的課題

- このネットワークシステムは、専用回線を利用した非常に手堅いシステムになっているが、このようにする以外に選択の余地はないのか。現在では、いろいろなセキュリティ技術も進んでいるので、安全を確保するとともになおかつコストを安くすることも可能ではないか。
- これだけのシステムを構築するとなると、技術的な問題をクリアするために、やはり実証実験やモデル事業のようなことを先行的にどこかの地域で実施するということが検討する必要があるのではないか。
- このシステムは、地方公共団体のみではなく、国の行政機関においても利用することが想定されるシステムであり、国の情報システムとの連携ということも視野に置いたシステム設計を行っていかねばならないのではないか。例えば、このシステムのプロトコルをどのようなものとするかということが課題になるのではないか。

- 専用プロトコルの採用については、このシステムを国の行政機関等で利用するときの障害とならないようなものとする必要がある。
 - ネットワークシステムについては、国、都道府県、市町村という3レベルの構成になっているが、技術的には、このような構成をとることが必要かどうかという議論もあり得るのではないか。
 - ネットワーク化に当たっては、技術的には、「外字」をどのように処理するかという問題があるのではないか。この点の検討も十分に行っておく必要があるのではないか。
 - システム構築の観点からは、外字の問題は確かに重要である。他省庁での検討の成果等との連携も今後必要になってくるのではないか。
-

コスト・ベネフィット

- このシステムの構築をした場合には、コストというのはどのくらいか、それから、実際にそのことによって受ける効用はどういうことになるのかを明確にする必要があるのではないか。
- コストに関しては、どのくらいのものをどういう団体が負担するかということについて、また、ベネフィットに関しては、定量的に金額で示すというのは難しいと思うが、システム構築による直接的な効果として、例えば、市役所自体がどういう便益を受けるか、行政の効率化にどういう効果があるか、住民にとってはどのように便利になるかというようなことについて、わかりやすい試算などを整理する必要がある。
- システムをつくるときには、コスト・ベネフィットの検討が重要である。具体的にどんな効用があるか、どういうふうに使え勝手がよくなるのかということ、よく国民に周知させる必要があるのではないか。
- ひとえにベネフィットがコストに見合うかということから、こういうネットワークをつくるべきかどうかの判断をすべきであり、このシステムに要するコストが国民にどう納得してもらえかがポイントとなるのではないか。
- コストベネフィットについて、このシステムを導入すればどの程度行革につながるのか、仮に納税者番号に利用した場合には、このようなメリットがあるというようなことを具体的に示す必要があるのではないか。
- コンピュータ化社会に日本がだんだん落伍していくのではないかという不安を持っており、そういう意味では、多少コストがかかってもこのシステムは導入すべきだと思う。
- 従来は、このようなコストのかかるネットワークをつくる以上、納税者番号に利用されるまでいかないと、費用対効果の点からあまり意味がないのではないかなと思っていたが、この懇談会で様々な意見を聞いていると、このシステムには納税者番号に利用されなくても住民に密着した用途がかなりあるという感じを持った。高齢社会への対応等、地方自治体の側からこういうメリットがあるということ、訴えていけば、相当に国民的な理解が高まるのではないか。
- システム構築に当たっては、経済性についても配慮すべきであり、コストをかけることもほどほどにしてもらいたい必要がある。国民の側も行財政改革を強くいうのであれば、自分たちも義務を果たしてもらいたいし、あるいは参加、協力してもらって、なるべく行政にコストがかからないようにしてもらいたいと思う。

個人情報保護措置・セキュリティ対策

1 報告書に対する評価について

- この最終報告を、昨年出された中間報告と比べると、いくつかの点で改善されており、前向きな方向で検討されたということで最終報告を高く評価している。
- 報告書ではOECDの8原則などを踏まえて個人情報保護策を講じることとされているが、OECDの8原則は確かに先進国共通のものとして大変優れている。
- 報告書にあるような基本的なセキュリティの問題については、高度情報通信社会では常に議論になることであるから、必要な措置を講じるのは当然のことである。
- セキュリティの問題は当然のこととしてやるにしても、これからの時代でIDカードにナンバーが付いているということは、問題になりにくいのではないか。
- システムにおいて最も重要なのは、プライバシー保護とネットワークの悪用防止であり、各省庁共同でこの問題についての対策を確立すべきではないか。
- このシステムに係る個人情報保護の問題というのは、本来公開情報である住民基本台帳データが共通のコードとともにまとまってネットワーク上を流れることに伴う問題であって、基本的には民間利用に関する問題に尽きるのではないか。行政機関において4情報とコードを利用すること自体についてはそれほど問題にならないのではないか。
- プライバシー保護やセキュリティ対策については、この報告書に盛り込まれていることが実現されればかなり立派なものとなるのではないか。また、今後の検討に当たっては、地方公共団体の現場の意向や使い勝手などをよく聞いて進めていくべきではないか。
- 日本人というのは、昔から個人情報の保護については比較のおおらかなところがあったような気がする。そういった文化風土のある我が国でこういうシステムが構築されると、確かにメリットはあるのだろうけれども、一体どうなるのかなという不安もある。

2 個人情報保護のあり方について

- 情報というのは、本来、個人の財産であろうから、自分の情報が自分以外の人に勝手に見られないということを原則にしていく必要がある。個人情報の保護のための法的又は行政的制度の確立というのをどのように考えているのか、ということをお明らかにしておく必要がある。
- 住民基本台帳情報の保護についてもそれ自体は確かに重要であるが、その点については、コンピュータ化時代にふさわしい対応をすればよいのであって、4情報については報告書のような保護措置で問題ないのではないか。問題となるのは、このネットワークシステムを基本とした付加価値の分野であって、どのような分野でアイデンティフィケーションに利用されるかではないか。
- このようなシステムについて議論するときには、必ずプライバシーの問題などのデメリットが主張されるが、プライバシーの問題については、国家が何か悪いことをするというよりも、データを不正に利用しようとする個々人の問題であって、そういう個々の問題について十分に備えをすればよいのではないか。
- OECDに設けられた委員会の一つであるICCP(Information Computers and

Communications Policy) 下部組織である「世界情報基盤におけるセキュリティ・プライバシー及び知的財産権保護に関する専門家会合」(Group of Experts on Security Privacy and Intellectual Property Protection in the Global Information Infra-structure) の中に設けられた「暗号政策ガイドライン・アドホック専門家会合」(ad hoc Group of Experts on Cryptography Policy Guideline) において、データの暗号化に関する検討が進められており、来年には何らかのとりまとめが行われることとなっているので、その成果も踏まえた技術的セキュリティ対策を講じるべきである。

- 国際的には今後、1995年のEUの個人データ保護指令に応じたレベルの保護措置が個人情報保護の世界的な基準になる可能性が高いので、それを踏まえた保護措置についても検討すべきである。
- システムの構築に当たっては、セキュリティ対策とシステムの利用しやすさやコストとのバランスを考えて進めていくべきである。コストをかければかけるほど安全性が高まるのは当然のことであるが、どの程度まで必要かという議論もあろうし、保護措置も利用しやすさとの兼ね合いで検討されるべきである。
- プライバシー保護なりセキュリティ対策が保障されなければ、この制度を発足させてはならないというふうにがんじがらめにする必要はないのではないか。パブリックセクターだけでこのシステムを使うということならば、ある程度許容され得るのではないか。
- 住民からの相談・苦情等の適切な処理を行うことのできる審議組織等を設けることが大変意味のあることだと思う。住民からの相談・苦情等の適切な処理を行うなど、この組織も重要な意味を持つのではないか。

3 個人情報保護条例との関係について

- 地方公共団体の条例の中で、通信回線の結合によるネットワーク化を禁止又は制限している条項があり、小学校や中学校でインターネットを使って他と情報をやりとりすることができないなど、ネットワーク時代にネットワークが利用できないという問題が生じている。オンライン禁止・制限の規定については、もちろん法律を作れば、法律と条例との関係でクリアできるが、その場合も地方公共団体の理解を得る努力をする必要がある。
- 各地方公共団体ではそれぞれコンピュータにより住民基本台帳事務が処理されているのと同時に個人情報保護条例を制定している。ネットワーク化に当たっては、個人情報保護条例の中のオンラインの禁止条項をどう乗り越えるか、が課題になるのではないか。

4 守秘義務について

- このシステムを導入するに当たっては、担当職員、あるいは公務員全体の守秘義務について検討することも必要ではないか。
- プライバシー保護について、もし万が一のことがあった場合に、どういう形でそれを担保するのかとか、どういう形で罰則を課すのかといったようなこともきちんと議論すべきだし、それを提示した上で国民的な議論を求めるといっていいかわからなくなるのではないか。なるべく具体的に議論する必要がある。
- プライバシー保護の問題に関して、もしこのシステムを納番に利用するのであれば、守秘義務を強化し、刑事処分により担保するということが必要になってくるのではないか。

5 民間利用規制について

- 民間機関でもこのコードを使いたいというのが本音だろうが、民間で利用されるようになる
とやはり問題があるので、厳格な歯どめをきちんと講じて、コンセンサスをつくる努力が必要
ではないか。
- 個人情報保護の中でも、特に民間をどうするのが議論になっているが、国レベルで民間
を対象にした法律がなかなかできないということもあり、個別の法律により対応せざるを
得ないのではないか。
- このシステムを導入するのであれば、その前提として、民間機関における利用を規制する
必要があるし、その場合、罰則を課すこととするのかどうかなど、難しい問題がある。また、
そこまでコストをかけるのであれば必要ないという議論も出てくるかもしれない。
- システムの導入に当たっては、実効性がある保護措置を講じることができるかという問題
があろう。具体的には民間部門における保護措置をどのようにするかということであり、こ
の点について、政府としてどういう態度をとるかということをやはり明確にする必要がある
う。
- 行政機関におけるデータマッチングについては、行政機関はその権限の範囲内でしか行
えないのであるから、それほど問題ないのではないか。むしろ問題は、民間でこのコードを
利用して様々な情報を収集することではないか。
- このシステムが納税者番号に利用されるということになると、住民基本台帳情報のみだけ
でなく、もっと広く、民間で流通している個人情報の保護のあり方についても検討する必要
がある。統一的な保護措置も含めて何らかの規制を行うことが必要になるのではないか。
- このシステムをさらに納税者番号なりに利用していくということになると、民間にも情報が
出ていくということも想定され、やはりプライバシー保護についてのきちんとした法制度が必要
なのではないか。
- 国境を越えたデータの移動が日常的になってくることに伴い、今後特に、民間部門で保有
されている個人情報について、従来のガイドラインによる対応を上回るような、サンクション
を伴う法的な保護措置の必要性が出てくるのではないか。諸外国では、すでに立法化の措
置が講じられるかあるいは予定されており、我が国でも個人情報保護制度全般の問題とし
て対応していく必要があるのではないか。
- 現在でもダイレクトメールなどで、自分の情報が自分の知らないところでオープンになって
いるということについて、おかしいと感じている人が多いのではないか。個人情報の取扱い
について、我が国では今まであまりにもルーズであったのではないかという不安感や不満
といったものを、今後どう整理していくかが課題ではないか。
- ダイレクトメールの問題については、逆に適宜タイミングよくダイレクトメールが来るのは
便利だという考え方もあろうから、単に感情的に気持ち悪いというレベルではなく、もっと論
理的にどういう意味があるかを考えるべきではないか。

利用分野等

1 利用分野全般について

- 政府は、平成7年度から行政情報化推進計画に基づいて本格的な行政の情報化に取り
組んでいるが、行政情報の電子提供とかあるいは許認可の電子申請等については、先般
内閣の高度情報通信社会推進本部から、将来オンラインで許認可の申請を行えるように

するという方針が出されている。これも実現するにはなんらかの統一コードが必要になってくるのだろうと思う。

- このシステムの行政分野での広範な利用及び民間における利用について、そのメリット、デメリットやコストベネフィット、守秘義務等との関係で検討する必要がある。また、保有する情報についても、4情報のみでよいかどうか検討していく必要があるのではないか。
- 住民基本台帳制度を利用して、4情報をそこから抽出すれば、非常に完璧な本人確認、アイデンティフィケーションのシステムができるが、それを具体的にどのような分野で利用するかは別の問題である。
- このシステム自体は、行政の今後の基礎的なインフラとして使ってもらうシステムとして構想され、それをどのように使うかということをしてできるだけ切り離して考えるべきではないか。
- このようなシステムはいずれ必要になるだろうと思っていたが、個々の生活者にとって将来どんな影響が及んでくるのかということが具体的にわからない。利用分野が拡大することで、大きな影響がもたらされるのではないかという不安も一部にはある。
- 住民票をとったり何か届出をしたりすることは、非常に面倒なことであって、非常に素朴に言うと、効用などを計算しなくても、行政の手続がカードなどで簡単にすませられるというのはいいなという感想を持っている。
- すでに市町村レベルでは、市町村内のネットワーク化により、公民館で諸証明が取得できるような取り組みが行われていたり、広域行政圏単位でのネットワーク化の検討が行われていたりしている。市町村内部のネットワーク化によって、役所の行政コストが減少し、市民にとっても大変大きなサービス向上となったという評価がされている。このようなサービス向上を市民は待っているのだろうと思う。したがって、このようなサービスは今後とも進めていくべきであろう。
- 現在、市町村レベルでは非常に人口が流動化しているので、このネットワークシステムのような市町村の区域を越えたシステムができれば地域経済の面からも、個人の負担の面からも大きなメリットがあると確信している。
- 近く介護保険制度が法制化されることとなっているが、その保険料の徴収については年金からの天引きとされることとされており、そうすると、年金保険者と市町村の間で被保険者のつき合わせ作業等が必要になる。また、保険者の住所移動等の把握等々市町村に大きな事務量が生じることとなる。このネットワークシステムが導入されればそのような事務の効率的な処理も可能となるので、早期にこのシステムが具体化するようお願いしたい。
- このシステムは、介護保険制度と同様にスタートが西暦2000年に予定されているということなので、介護保険制度とあわせて検討を進めていくと理解を得られやすいのではないか。
- 地方公共団体の立場からすると、早くこういうシステムを稼働させてもらいたい。地方公共団体でも地域の情報化に向けた様々な取り組みを行っているが、阪神・淡路大震災のような災害時や救急医療等に対応できるようなシステムを実現するには、やはり本人確認が問題となる。この住民基本台帳ネットワークシステムが稼働すれば、これと地域のシステムを連動させればうまくいく。そういう意味で、このネットワークシステムのモデル事業を実験的にやらせてもらいたいと考えている。
- 住民票の写しをとる手間が省けるといったような住民サービスの向上だけでなく、さらには納税者番号への利用、介護保険制度の効率的な運用への利用など国の様々な事務に関してもこのシステムは有効なのではないか。

- ワンストップ・サービスやノンストップ・サービスあるいは行政区域を越えた広域的な行政サービス、これらのいわゆるマルチアクセスサービスと呼んでいるものについては、行政の情報化の中で唯一手つかずで残された大きな課題であり、これが実現されていないのは、まさに統一コードがないからできないわけである。
- 将来、こうした番号だとかカードだとかを持つことによって、電子投票などにつなげていって、自宅でも投票できるというようなことになってくれば、投票率の低下といったような問題を解消するためにも役立つのではないか。21世紀を考えた場合、もう少し積極的に考えていく必要があるのではないか。

2 共通システムの必要性等について

- 各省庁で同じようなシステムができるとコストの問題もあるので、なるべく一つのシステムを共同で利用できるような可能性を残しておけば国民的理解も得やすいのではないか。
- 各省庁がそれぞれで個別のシステムをつくるよりも共通のシステムとした方が国民としては望ましいという考えもある。プライバシー保護とシステムの利用価値との間に矛盾があるが、その矛盾を解決するための検討をすべきではないか。
- 番号の問題について、省庁ごとバラバラに各制度でいろいろな番号があると、生活者としてはたまらない。各制度における番号の整理・統合というのを進めていくべきではないか。
- 住民基本台帳ネットワークシステムや納税者番号制、基礎年金番号制などについて、共同で研究していくような会合を各省庁共同で開催してはどうか。
- 利用分野の議論と関係してくるが、住民基本台帳コードと各省庁の既存の番号とをどのように連携させていくかが問題となる。それぞれの番号制度は、各業務を処理する上での効率性等を考慮して付けられているので、これをすぐに付け替えることは難しいのではないか。当面は併存し、将来的に統合するとか、それぞれのアプリケーションごとに別の番号を使うとかいろいろな方式を考える必要がある。
- システムの利用分野の問題や技術的な標準化の問題、ICカードの問題などについて、自治省がリーダーシップをとって各省庁と調整していくのか、あるいは、別の場所で各省庁との連携を図るのが問題となるのではないか。
- このシステムに対し、何となく不安だというのは、やはり、将来的にいろいろな形で利用されるのではないかという懸念があるからではないか。具体的にどのような目的のためにどのように利用するかということをきちんと示すことが、制度への理解を得る第一歩ではないか。
- 放っておくと、運転免許証もパスポートも納番も福祉もそれぞれの分野で番号ができて、一人の人間が複数の番号を持つことになって無駄が出ると思う。行政分野ごとに縦割りに番号を付けるのではなくやはり統一すべきであるが、その際、各省庁を説得して統合することができるかが問題ではないか。
- 各行政分野ごとの番号を統一するというのであれば、非常に効果があり、大変意味があると思うので、そういうビジョンを持って検討を進めていくべきである。
- このシステムを構築する際には、プライバシーとかセキュリティに配慮するのは当然のこととして、できるだけ各省庁が使いやすいようなシステムにしてもらいたい。また、ICカードについても、縦割りの弊害をなくすようなかたちでぜひその標準化や各省庁をまたがった多目的な利用ができるようお願いしておきたい。

- 各省庁で開発が進められているICカードは、できるだけ共通化させた方が利用者にとっては便利であるから、住民基本台帳カードに4情報以外のいろいろな情報をのせていくことについても検討すべきである。具体的には、住基カードに国民の基本的義務と権利を入力しておき、さらに個人が必要な情報を記憶させておけるようにする必要があるのではないか。1枚のカードで官民両面の利用が可能となるようなことも検討すべきである。

3 納税者番号との関係について

- いずれ納税者番号の問題が税制調査会などから出てくることになるのだろうと思うが、納税者番号との調整ということも念頭に置く必要がある。
- 税制において、総合課税を実現するためには納税者番号が必要である。不公平税制を是正するためには、何らかの形で番号をつけて名寄せをし、総合課税化するという必要性を強く認識している。
- 住民基本台帳ネットワークシステムのみを考えれば、さして問題はないと思うが、このシステムが将来的に納税者番号などに利用されることとなった場合、どのようにプライバシーが保護されるかということが重要である。プライバシー保護とサービスとの両立を図るとともに、国民的議論をどのように反映させるかが大切である。
- このネットワークシステムについては、納税者番号に利用されるかどうかというところまで進まないと、導入する意味が少ないのではないかと。納番に使うかどうかということに非常に大きいウェイトが置かれるのではないかと。
- 年金番号とこの住基の番号とのどちらが納税者番号としてふさわしいかについては、今後、税調などで大変な議論になると思うが、住民基本台帳の方がカバレッジも広く、精度も高いのではないかと。

4 基礎年金番号との関係について

- 現在、基礎年金番号が一方では進んでいるという状況があり、この住民基本台帳のコードと基礎年金番号とをどのように整理するのか、少なくとも政府内の調整だけはきちんとする必要がある。
- 介護保険と年金とが絡んでくるということであれば、基礎年金番号とのドッキングがなんらかの形でこれから大きな問題になるのではないかと。両制度の整理をもう少しクリアにするような将来展望があれば、この制度も市民権を得られるのではないかと。

その他

- このシステムの導入と同時に、行革を具体的に進めていく必要があるのではないかと。
- 国民の反発と行政の考えていることとの落差を埋めるため、マスコミ等を通じた啓発等が必要である。
- そもそもこのシステムの構想というのはどういうところから出てきたのかということが重要ではないか。このことは費用の負担の問題とも関係してくるのではないかと。
- 積極的な意味で、4情報のみで十分なのか。4情報以外にも個人の希望に応じて、様々な情報をネットワークにのせることができるような道も開いておいた方がよいのではないかと。

- 情報公開法との関係については、このシステムにおける本人確認のための情報については、自治体の情報公開条例や現在検討中の国の立法において個人情報情報は情報公開の対象外とされている。一方で、ネットワークに記録された個人情報でなくて、ネットワークそのものの仕組みや運用については公開されるべきである。
- 国民の側からみて非常にメリットがあるというところがないと、番号制度はなかなか導入できない。メリットがわかりやすいのは、アメリカ型の社会保障番号を共通化するという方法である。一方、北欧などのような住民登録をもとにした制度のほうは、メリットをアピールするのが難しいが、これは事柄の性格上仕方がないのではないかと。
- 我々は、法律に基づいて住民基本台帳に登録し、登録に基づいて行政サービスを受けるという関係、国民と行政の対応関係にあるのであって、住民基本台帳制度自体に関する議論は、今回のネットワークシステムの議論とは別のものである。
- 一気にすべてを実現しようとするとなかなか難しいだろうから、じっくり腰を落ち着けてステップバイステップで検討を進めていけばいいものができるのではないかと。
- 現在アメリカでは連邦政府や州政府、郡、市役所等が一体となって、出生・死亡届から住所変更、生活保護、児童手当の申請、納税申告、免許の書換え等のありとあらゆるサービスをワンストップで、しかも24時間365日ノンストップでやろうというサービスを実現するための構想が実験段階に入っている。また、シンガポールやマレーシアでは同様のシステムがすでに運用の段階に入っている。このような諸外国の実情を見ると、今日これだけ発達した情報通信技術の成果を我が国においても国民が享受できるよう、一日も早く各国のような高度なサービスを実現すべきと考えている。そのためにはやはりコンピューター処理あるいはネットワーク上の処理に不可欠な統一コードをぜひ実現してもらいたい。

